

# ○松山衛生事務組合施設等運営基金条例

制 定 平成 18 年 3 月 3 日条例第 2 号

改 正 令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号

## (設置)

第 1 条 本組合が設置する松山衛生 e c o センター（以下「施設」という。）その他本組合の健全な運営に資するため、松山衛生事務組合施設等運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

## (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

## (処分)

第 5 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 施設の改築、改修等施設整備に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた施設の復旧に要する経費の財源に充てるとき。
- (3) 施設において緊急に実施することが必要となった土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) その他第 1 条の目的を達成するために必要と認められる経費の財源に充てるとき。

## (繰替運用)

第 6 条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に組合長が定める。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。